梅ちゃん先生の法律相談

第１回

弁護士とはどういう立場にある人なのか？

公益社団法人日本照明家協会監事　梅本寛人（弁護士）

そんなタイトルの朝ドラがありましたが、私は学生時代は「梅ちゃん」と本当に呼ばれておりましたので、「梅ちゃん」が弁護士である以上、「梅ちゃん先生」は私を指す呼称で間違いはありません…。

と、冒頭から朝ドラとの違いを説明いたしましたが、ご挨拶が遅れました。私は、日本照明家協会監事を務めます梅本寛人と申します。本業は東京弁護士会所属の弁護士です。舞台・テレビ照明の業界とはこれまで全く関わりがありませんでしたが、ご縁があって、平成26年度から監事に就任し、日々、照明家協会の皆様にはお世話になっております。

ということで、これから何回かにわたり「梅ちゃん先生の法律相談」と題しまして、皆様が関心をもちそうな法律にまつわる話題を提供していきたいと思います。おそらく、長い協会誌の歴史の中でも、法律の専門家が法律問題に特化した記事を書いていくというのは初めてのことかと思います。「お！こんな記事が載るのを待っていた！」と思ったあなたも、「ん？なんで弁護士がこんなところに記事を書くの？」と思ったあなたも、しばらく、気楽にお付き合いいただければと思います。

では、早速！照明家であれば誰もが気になる「照明に著作権等の知的財産権は成立するのか??」、あるいは「劇場法につきまして1つ解説を…」と行きたいところですが、その前に、この記事を書いている私が一体何者で、弁護士とはどういう立場にある人なのか？という点から、まずはお書きしたいと思います。

「弁護士」というとどんなイメージをおもちでしょうか？「権力に立ち向かい弱者を助ける正義の味方である」（そう言っていただければ嬉しいです）、「やたら法律というか理屈を振りかざすやっかいな人」（「良き法律家は悪しき隣人」と昔から言います）、「相談したらいくらお金を取られるかわからん」（メニューに値段が書いてない店ほど怖いものはありません。ちなみに、うちの事務所は“明朗会計”を心がけておりますのでご安心ください）などさまざまでしょう。

「弁護士」は、正式には「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命」（弁護士法1条1項）とし、「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務」（同法3条1項）とする商売です。

たまに言われるのですが、弁護士を公務員だと思っている方がおられますが、それは誤解です。弁護士は、上記法律のとおり「当事者…の依頼…によって」動く人であり、依頼者に「法律事務」というサービスを提供し、これについて報酬を頂戴することによって食べている民間の事業者（個人事業主）です。国からは一銭の補助金ももらっていません。

弁護士と裁判官、検察官この三者を一括りにして「法曹」と呼びます。いずれも法律に関与する専門職であり、司法試験という日本一難しい資格試験（と、昔は言われましたが、最近は合格率も上がってきており、この評価は怪しくなってきています…）をパスした人たちです。この法曹の中で弁護士は民間の事業者ですが、裁判官と検察官は、文字どおり「官」つまり国家公務員です。そして、裁判官と検察官の給与は、公務員の中でも最高額が支給されます（憲法80条2項は「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定し、検察官にも同様の法律の規定があります）。また、勝手にクビにはできず、手厚い身分保障もなされています。その点、弁護士は、単なる一事業者ですから、身分保障も何もあったものではありません。仕事がない限りは報酬もなく、稼ぎたい者は自分で営業努力して仕事を取ってこなければなりません。座っているだけでどんどん仕事が与えられる裁判官と検察官とは大きく異な

梅本 寛人（うめもと・ひろと）

2014年6月当協会監事就任、現在に至る。弁護士。梅本・栗原・上田法律事務所パートナー。1974年兵庫県生まれ。兵庫県立加古川東高等学校、関西大学法学部卒業。2003年司法試験合格、2004年司法修習生（58期）、2005年弁護士登録（東京弁護士会）。2013年梅本・栗原・上田法律事務所設立。公益法人に関しては、特例民法法人の解散、一般社団法人の設立をはじめ様々な案件に対応した実績をもつ。また、公益法人に関する案件以外にも企業法務、一般民事事件、企業再生・倒産、家事事件など幅広く手掛けている。

●著書●
『一般法人・公益法人の理事・監事・評議員になったらまず読む本』（忘羊社）

る点です。

もっとも、裁判官と検察官は、いずれも裁判所や検察庁という組織に属する人々であり、仕事を行う上での自由度は弁護士よりは少ないです。また、いずれも全国展開の組織（ちなみに、裁判所や検察庁内では、自分の組織のことを指して「うちの会社は…」とか「我が社では…」という言い方をします。理由はよくわかりません）であり、2～3年ごとに転勤があります。そして、彼らは仕事を選ぶことはできません。

この点、弁護士は、良くも悪くも個人事業主ですから、基本的には自分の判断のみで自由に仕事を行うことができ、かつ、仕事に応じて報酬も頂戴しますから、大きく稼ぐことも可能です（何か、さきほどからお金の話が多いですね…汗）。また、当然のこと、転勤などというものはなく、そして、やりたくない仕事はやる必要はありません（弁護士は、医師と異なり、特に理由をつけることなく、依頼を断ることも許されています）。

ちなみに、いわゆるバブル景気のころ、司法修習生（司法試験合格後の研修生）の圧倒的多数は、弁護士を希望したといいます。当時は日本経済は絶好調でしたから、当然、弁護士業界も景気が良く、裁判所・検察官のような安月給（失礼！）かつ激務は敬遠され、華やかな弁護士の世界を目指す人が多かったのです（手を挙げれば、裁判官か検察官になることができたといいます）。しかし、最近は、地位の安定を求めて裁判官・検察官を志望する司法修習生が多く、研修中も優秀な成績を修めないとこれらになることができません。

さて、かく言う私は、司法修習生時代に弁護士を選び、かれこれ10年以上この仕事を行っています。「なんで弁護士になったのですか？」とはよく聞かれる質問です。しかし、実はこの質問ほど答えにくい質問はありません（皆様は「なんで照明家になったのですか？」と聞かれてスラスラと即答できますか？）。正直言いまして、いつの間にか弁護士になっていたというのが真相です。

司法修習の話が出ましたので、ついでに書きますと、司法試験に合格した者は、国（最高裁判所）から司法修習生として採用され、研修を受けます。その期間は現在は1年間で（ちなみに、私は、平成15年に司法試験に合格し、平成16年に58期司法修習生として採用されましたが、当時の研修期間は1年半でした）、埼玉県和光市にある司法研修所で研修を受けるほか、全国各地の裁判所、検察庁、弁護士会にて、実務修習を受けることになります。私は、実務修習地が香川県の高松と決まり、高松地方裁判所、高松地方検察庁、香川県弁護士会にてそれぞれ研修を受けました。高松は瀬戸内海に程近い風光明媚な素晴らしい街ですが、なんといっても「讃岐うどん」が一番の名物。もともと麺類大好きの私は、すっかり讃岐うどん漬けとなり、今でも東京でうどんを食べる気はしません。ほかにも、瀬戸内海に面した高松は魚も美味しく、骨付き鶏（これも香川県の名物です）もよく食べました。さらに、修習の合間を縫って、同期の修習生と一緒に、徳島に阿波踊りをしに行ったり、大歩危・小歩危にラフティングをしに行ったり、四万十川でバーベキューをしたりと、四国を満喫し、今でも良き思い出となっております。

段々と個人的な思い出話になってしまっておりますが、以上の司法修習期間を経た後、私は弁護士となり、都内の法律事務所に就職して、裁判、調停、交渉といったいろいろな業務を経験致しました。

次回は、皆様とは縁遠い、「裁判」にまつわるアレコレについて書いてみようと思います。実際の用語とマスコミ報道での用語の違いなど、私が日々疑問に思っていることも含めて書きますので、乞うご期待！